

## 報復処分撤回裁判で不当判決！ 高裁の判決は絶対認められない！

8月7日、報復処分撤回裁判控訴審で東京高裁は、「減給処分は無効」という東京地裁の判決を否定し、会社の不当処分を肯定するという不当判決を出しました。

そもそも斉藤書記長が「酒気を帯びて出勤した」という事実は存在しません。しかし高裁は、何の根拠もなしに初めから「酒気帯び出勤ありき」との判断をして、不当判決を出したのです。悪質な判決であり司法の反動化そのものです。絶対認めることはできません。

## 報告集会で不当判決を許さず職場から闘うことを確認！

地本は判決前に猛暑の中、鍛冶橋交差点で会社の不当性を明らかにしたビラ配布を展開しました。また、判決後直ちに報告集会を開催しました。成田委員長は「斉藤さんが酒気を帯びていたということは何の根拠もなく推論しての判決だ」「不当判決を弾劾し、新たな闘いへの決起の場としたい」「この裁判でいろいろなことを勝ち取ってきた。裁判闘争に立ち上がった意義を確認しこれからも闘いを展開しよう」とあいさつをしました。

弁護士からは「負けて申し訳ないと言いたいがそういう気にはなれない」「控訴審では酒気帯びについての事実確認を何一つしていない」「会社は酒気帯びと認めたと宣伝するが、

理由はどこにも書いていないと追及してほしい」と怒りに満ちた報告がされました。

裁判プロジェクトを代表して東二運分会庭山分会長は「酒気帯びありきの判決で認めることはできない」「判決に屈することなく職場から闘っていく」、斉藤書記長は「この2年間やれることはやってきた。地裁で処分無効判決を勝ち取り、裁判のただ中で松山さん加入を勝ち取ってきた」「判決を怒りに変えて職場から闘っていく」と力強く決意を述べました。最後に全員で不当判決を許さず、会社の理不尽なことに對し闘っていくことを確認し、団結ガンバローで集会は終了しました。

